

障がい者虐待防止センターが設置され

1年が経過しました

「障害者虐待防止法」にもとづき、昨年4月に設置された虐待防止センター。今回は実際の相談をもとに、障がい者の虐待防止に向けたセンターでの取り組みをご紹介します。

福祉課 ☎66♦1106

障がい者虐待とはなに？

守る人（養護者、障がい福祉施設職員、会社の雇用主ら）が守ってあげなければならぬ人（障がい者）に対して、暴力をふるったり、ひどい言葉を発したり、金銭を奪ったりして傷つけたり、損害を与えたりすることです。

センターに寄せられる声

○「わたしの通帳と銀行印を会社の先輩が持って行って返してしてくれません。勝手に引き出しているようです。」（障がいのある方）

虐待にあっているという方から連絡が入ったときは、すぐに市福祉課と協議（コアチーム会

議）を行い、虐待かどうかの調査を開始することになっています。

調査は電話や来所面談などにより話を聞くものから、実際に現場に足を運ぶものまで、正確な情報を得ることを目的に行われます。時に思い違いであったり、個々の対立であったりと調査結果はさまざまですが、虐待と判断されたときは、当事者に関わる人たちに声をかけ、虐待の解消とその後の支援について検討し、実際に対応していくこととなります。警察とも連携し刑事事件（窃盗や詐欺など）として扱い、解決をはかることもあります。

○「障がい者が就職できるように厳しく職業指導をしているが、

何が指導か、何が虐待かを明確に示してほしい。このままでは安心して指導できない」（障がい福祉施設職員）

支援している人からも相談を受けます。真摯な取り組みをしているからこそ率直な声です。他の地域では「約束を守らない」と体罰があったり、「寝ない」と必要以上に睡眠薬を服用させたりと、障がい福祉施設の中でさえも虐待はおきてきました。支援や指導が、いつのまにか体罰や不要な投薬に変わってしまった悲劇です。

そこで、障がい福祉施設で働く人に対して、「虐待かも知れない」とわずかでも感じることにについて報告していただき、その内容について専門家の意見を聞く機会をもちました。その結果、専門家からは障がい福祉施設内の虐待防止は支援する人の技術の向上が必要であるということが示されました。

取り締まることより防止すること

「障害者虐待防止法」には守秘義務違反と立入調査拒否の罰則規定があります。しかし、罰則

を科すことが目的の法律ではないのです。大切なことは虐待状態の悪化を防ぐことや虐待が起きないようにすることなのです。障がい者に対する虐待に関する相談は左記のように受け付けています。「虐待かも知れない」と思ったらすぐにお電話ください。それが障がい者虐待の防止につながります。

■平日（午前8時30分～午後5時15分）

福祉課 ☎66♦1106 FAX66♦3130

障がい者虐待防止センター ☎68♦3612

■休日（24時間）

平日の夜間（午後5時15分～午前8時30分）

市役所休日夜間当直 ☎66♦1111 FAX66♦1207

※休日や平日の夜間に電話、ファクスをされた方には、当直から福祉課の担当者へ連絡を入れ、その後、折り返し福祉課の担当者から連絡します。

